

「逮捕後の闘い！」

「全ての闘いの革命的同志諸君へ！」
 「抑圧された全てのプロレタリアートへ！」

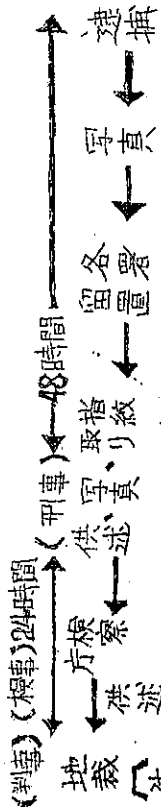
日本大学全学共闘会議 救援対策本部
 救対書記局発行

問題としてあり、しなやかな、個人に於ける思想性に基づき、
 思想性の強固さが黙秘技術行使論ではなく、個人に於ける
 となる「黙秘について」

現在に於いて、帝国主義国家の苦悩は、反革命と侵略不統一の中で矛盾を累積させながら、国内強権的弾圧体制を設け、日本軍閥同盟を軸とする七〇年問題がブルジョア総体の苦悩を露骨に表出し、弾圧体制強化は、量と質に拍車を掛けている。その狂気に導かれた弾圧に対して、我々は逮捕後の闘いをも、強固な思想に基づき闘いが為にも一読を願う。しかし、闘いは技術ではなく個人の思想性の基盤にあるという事である。

一章 逮捕 — 逮捕には現行犯逮捕、令状逮捕、緊急逮捕の三種があります。現行犯逮捕の時に、官憲が口裏を揃えていたろう。これに囚われると、無理矢理に押しつけ持たせたりします。押しつけられたりしたならば必ず拒絶することです。持たされて写真や職から被疑事実を以て強要され、合罪を加えられた例が数限りなくあります。兎に角持っていない物を押しつけられた場合には、対に拒絶する事です。又、逮捕されたときに官憲が殴打するなどの暴行を働いて名称を聞かされたとしても、黙秘しますと一言で絶対と言わない事です。喋ってしまうと逆に追いつめられて、苦しくなります。逮捕されたら「これから留置所で、どんなに長くても頑張るんだ」という意思を固める事が必要です。被害者意識を持たず、より強固な思想と意志を権力に対して持つ事が必要です。逮捕の後に現場で写真を取られてから、各留置所へ分散移送されます。

※ 逮捕された場合、必ずその被疑者の住居等に関して捜査が行われている。権力は取るに足らぬ証拠にテコを挙げたりします。必ず、否、通常時に於いてすら権力は、甘んじずしてテコを挙げているのでどらの一枚たりとも彼等にテコを挙げの材料を提供せぬ心構えが必要である。



刑罰法二二三条「現行犯」一、現に罪を行つ、又は現に罪を行つ終つた者を現行犯人とする。

- 二、各号にあたる者が、罪を行つ終つてから間がないと明らかに認められるときは、これを現行犯人とみなす。
 - 三、職物又は明らか犯に犯人の用に供したと思われる凶器その他を所持しているとき。
 - 四、身体又は衣服に犯罪の顯著な証跡があるとき。
- 誰れに於て逃走しようとするとき。

二章 留置 — 逮捕後は、各警察へ留置されますが、現在に於いて機動隊員によるリンチや催涙弾の水平直射、打ちなどにより殆んどの方が、傷ついています。諸君が負傷していた場合、必ず治療を要求する必要があります。しかしながら、先の東大斗争にも見られる様に、全身やケドの者を三日間も放って置いておき、力を出して欲しければ、住所、氏名、を言う。言わば治療してやる。付くと、肉体的苦痛を

供述せざる手段として身代り事を行っているのが現状です。その様相場合には『弁護士を通じて治療してくれぬ
か』に命令要求する事です。どんな手段でも使って供述せよとする彼等権力に対して諸君は、決して屈し
ない思想で頑張る事です。警察は逮捕から四十八時間以内に検察へ移送しなければなりません。その間に取り調
べを行いますが、先づオ一に指紋を十指とられます。これは拒んでも消滅です。これは拒否する理由がありません
ので拒まない事です。その日に身長、体重、を計測され、警察官と一緒に写真とられます。又、顔写真を二
枚とられます。これも拒む事は出来ません。押収物に關しての押収品目録も渡されず。

三章――

黙秘权 先づ供述調書を取る前に刑事が弁解録書を取ります。被疑者になった場合諸君には弁護人選任権とい
う権利があります(注1)ので弁護人の名前を言い選任する旨を刑事に伝える事です。これは必ず弁護士
に警察から伝わる恥辱なので伝えない事です。しかしながら、現在は、警察が意識的に弁護人に伝えない事
が間々ありますが、差入れが三日程も来ないからといって落胆しない事です。それを口実に組織はお前を見
放したとか、組織は潰滅したとか言て供述せよと迫て来ますが、どんな状態に陥つても頑張る事です。
先づ刑事は、君の住所は、氏名は、大学は何大だろう、とか言て来ますが、「黙秘权がありますから黙秘
します。黙秘します。黙秘します。」の一点張りで押し通す事です(注2)

例 刑事『氏名は、被疑者』黙秘权がありますので黙秘します。刑事『君ね、氏名はね、昭和三十三年の
最高裁判決で黙秘权の内には入っていないんだよ。黙秘权の内には、被疑者』最高裁判決がどうあろう
と黙秘权の内にあろうとかならうと黙秘します。刑事『仕方ない。住所は、黙秘と。家族は、黙秘と。し
かし、なんだが日大の問題は、ありやあどうなんだ。俺たちも同情するよ、ね、君、え。』被疑者『え、
なんの知りませんよ。刑事』どうなんだ。君は日大なんだろ。被疑者』黙秘です。刑事『さう
いえば、二の間君を日大のテモで見たよ、赤いヘルメットの列の中に居たよ。被疑者』さうですか。刑事
『二の間は中大の学生を調べたんだが、あそこの学生は、素直じゃないねえ。その点日大の学生は素直とい
う定評があるなあ。被疑者』……。刑事『弁護人は誰を選任するのだい。被疑者』田沼秀一。刑事
『えーと君の言った通り黙秘します。とかいたんだから、書名と捺印をしようとして来れ。お茶も、て来てやる
からな、飯は、被疑者』まだです。刑事『君の屋下頼むぞ、な。被疑者』お願いします。――食後――
刑事『どうだ書名と捺印しといたか。被疑者』拒否します。刑事『黙秘します、て書いてあるんだから捺
印だけしとけ。被疑者』……。拒否します。刑事『黙秘しているのを証明する為に捺印するんだよ。証
明する事が出来ないんだよ。被疑者』絶対拒否します。――一時間程――経過 刑事『どうしてもしがないか。』
被疑者』拒否すると言ってるぞ。』刑事『じゃ、今日は二まで。(注3) 次の日 刑事』どうだ、
留置所は、早くでたいか。被疑者』いい所です。刑事』君、~~XX~~君。君の名前は甘んていづの。被疑
者』えー……。黙秘します。刑事』どうだ、逮捕されると親戚にも影響するし、家の人にも迷惑が
かかるぞ、君らがいくらやっただって機動隊が行けば勝て、二はないんだ。被疑者』じゃ何の為に警察はあるん
だ。刑事』いいか、暴力的犯罪じゃ社会は認めないんだ。もっと平和的にやる事が大事なんだよ。どうだ
家族の事を考えて反発したまら。えーと大学は日大か、明大か。被疑者』黙秘します。……………。

例を挙げたみたが被疑者は二点まずいところがあった。諸君が考えて欲しい。刑事との雑談などは一切忌
切らな方がよろしいのです。私情が通じ合うと、つい話をしてしまいます。逮捕されたら、俺の口は、刑事
機嫌の罰では、黙秘します。としが言えなかな。た。という位に考えて行動して下さい。現在、刑事や機嫌
段階平行なわれている事は、取調べ段階で刑事が殴打する蹴る等の暴行を被疑者に加える事があったが、二
の様子は絶対に許されぬ(注4)その様事には、た人は必ず弁護を通じて告訴する手続を取らざる事であ
る。その様事の場合に對しても平気な思想と意思を持ち黙秘を貫徹する事です。――

送1

刑訴法 第三〇条「弁護人選任の時機」―被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる。
 刑訴法 第三九条「被告人、被疑者との接見交通」―身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人と互言人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。

刑訴法 第七八条「弁護人選任の申出」―勾引又は勾留された被告人は、裁判所又は代理者に弁護士又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出る事ができる。
 申出を受けた裁判所又は代理者は、直ちに被告人の指定した弁護士にその旨を通知しなければならない。

逮捕の後には必ず弁護人を選任する事です。若し弁護人の選任を相手が「こんな事をする権利はない」と言っていたら、「刑訴法七八条を知ってるか、七九条では弁護人を選任する事を告知する取締があなたにはあるのだ」と言っておけば良いのです。又、地裁で接見するときは三九条によって行われます。

送2 送3

刑訴法 第三二一条「被告人の黙秘権、供述拒否権」―被告人は終始沈黙し供述を拒否することができる。
 憲法 第三八条「自己に不利益な供述、自白の証拠能力」―、何人も自己に不利益な供述を強要されない。

二、強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白はこれを証拠とすることができない。

絶対に刑事や官憲の恨札合ったりしない事。私憤が芽生え、つい話をしたりして黙秘の壁を崩されたりします。又、黙秘しますぎ貫徹した後も絶対に署名捺印をしない事です。つまり、署名と捺印がない証拠が空洞化するの有利です。調書による黙秘したという証拠として署名と捺印がなければ提出する事ができないのです。※調書には黙秘で通し、署名と捺印を絶対にしない事です。

送4

憲法三六条 刑事が取り調べ中に殴打する等の事件が大森署で行われた。我々はこれを絶対に許さず二の株が事行われた時は必ず告訴すべきである。
 「拷問及び残虐刑の禁止」公務員による拷問、及残虐な刑罰は絶対に禁ずる。

留置室内に関して

まず、一点、留置室内に入る前に看守に対し「お世話になります。」程度の礼儀を付ける事です。つまりぬきでくつらい待遇を悪くされない様にすべきです。それと室内にはヤクザがいますが、決して彼らと斤一べししない事です。彼らも又、その時と場合で反権力者なのです。名前がど聞かれたら、「全常連です。」と位に答えて、後は同じ室内同居者なのです。歌など歌い気楽に室内で遊ぶ事です。

四章 ― 検察(検事) 四十八時間以内に検事の取調べを受け、為に検事の居る検察庁へ移送されます(この限りではない)。検事の取り調べは非常に功効で、舌を巻く程です。ここで黙秘の一点張りを通し、署名と捺印は絶対に拒否します。その後七十二時間内に裁判所で勾留尋問を受けます。

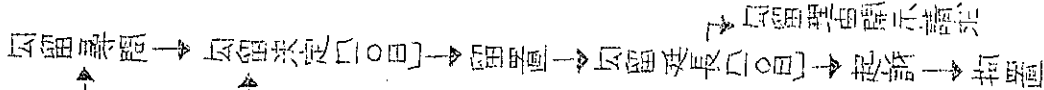
五章 ― 裁判所(判事) 判事の前で勾留尋問を受けますが、ここで始めて弁護士と接見できますので、差入和介希望品、連絡先を言っておく様に。尚、住所、氏名、身元を言う事が必要ですが、その際は弁護士の指図に従う事です。勾留が決定した後も又前と同じ様な経過を辿るわけですが、しかし作ら、弁護士も人数が少なく地裁での接見が最後の接見となるので、つながら、どんなに長い間弁護士が接見に来て来れなくとも頑張る事です。二十三泊二十四日か、現在の弾圧最低拘留日数であると覚悟して下す。又、弁護士万能ではない弾圧体制が完結されています。諸君も、これから後、法廷の論理を勉強して下される事を切望する。

拘留、起訴、法廷への闘い

現在に於ける日米安保軍事同盟の矛盾は増々助長して、国内強権を行使するに於ける司法弾圧は著しく激化し、体制癒着の実体を露呈しているのが現状である。

現時点で弾圧は逮捕以降二十三日二十四日が最低拘留弾圧と強く認識して欲しい。

拘留——三泊四日に裁判所で判事に拘留尋問を受けますが、住所、氏名、年令、だけを言っておく。その時に弁護士が接見しますので、連絡事項、差入れ希望品等を弁護士に言う事。その後、拘留決定が却下となります。



判事

拘留中に刑事、民事取調べを受けるが全て黙秘し署名の捺印は絶対拒否。

現在、弁護士が救いがなく、他の事件も起り、とても留置場接見などは出来ない状態ですので、拘留尋問に於いての弁護士との接見が最後であると考へていて下さい。

尚、拘留中には弁護士を通じて拘留理由開示公判を行う事ができます。

刑訴法九二条の拘留理由開示の請求

- 1 拘留された被告人は、裁判所に拘留の理由の開示を請求することができます。
- 2 拘留された被告人の弁護人は前項の請求をすることができます。

反動的権力は今の実態を尻すところなく露呈し、一昨年10月羽田斗争から428沖縄斗争までに死傷準備隊合謀から破防法への弾圧をエスカレートし、行動全面規制、大量逮捕、大量拘留、大量起訴によりあり機動隊万能主義と司法権乱用拡大を現実的に推進しつつ、さら、大学治安立法を確立せんとして70年安保を向かっている。しかも、司法権乱用拡大は現実には推進され、不当にも長期拘留による活動家の全面規制、長期拘留による思想転向を相い、分断裁判による既向強制を行っているのが現状である。我々の闘いはブルジョア法廷の枠内で行われるものである。起訴されたからといって驚く事はない。つまり起訴状を渡された時点で既に革命家と彼ら権力が認定した之に等しい。決して我々は裁判は公平に行われるとが、無罪になるかは夢想しかない心構えが必要である。

法廷——弁護士小根三郎氏「東京斗争の例を見ますと、一つに長期拘留問題がある。保釈されている者は事実を供述している者であって、黙秘を貫徹している者は殆んど保釈されません。裁判所は保釈しない根拠として罪証隠蔽の恐れを抽象的に挙げるだけで、それ以上から具体的に挙げることはしない。『略』つまり『転向』を拘留によって強制しようとしている訳です。憲法に従うならば『思想の自由』を否認するものであり、刑訴法に五五違反するもので、裁判所が思想にまで関与している事です。」

「国家権力に対抗する場合、法律家や弁護士にもはや、期待する事という事です。これまでの法律家や弁護士は、何の力にもならないのでは無いかと思います。もはや、各人は自分の論理で対決する以外に於いては仕方ないかと思ひます。」

「現実の社会を変えていくとする人間は被害者になったり被告人になったり、国家権力の暴力的な侵害を被ったりする可能性にましますからそれだけの覚悟、もはや、各人はあらゆる法律家に期待する事と言いたいですね。」

法廷に於ける闘いは、ブルジョア法廷の枠内での闘いであり、それ自体は極の闘いではないが、各々が自己思想論理に基づいて法廷で闘う論理を形成することが必要不可欠なものである。